

一般社団法人マーチング委員会会則

一般社団法人マーチング委員会会則

第1章 総 則

(総則)

第1条 この会則は、一般社団法人マーチング委員会（以下「本会」という。）の定款に基づき、定款の施行と運用、会員の制度、事業等について定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、日本全国の様々な地域の様々な街が、それぞれ豊かな街となるような、地域の街づくり（「地域の街づくり」を「マーチング」と定義します。）のための様々な取り組み（これを「マーチング活動」と言います。）を行い、各地域のマーチング活動を行う団体（これを「マーチング委員会」と言います。）の支援を行い、日本全国の様々な地域を活性化させることをもって、日本の経済と文化の発展、国民生活の向上、日本の再生に資することを目的としマーチング委員会の連合会として設立する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. マーチングの理念及びマーチング活動の普及のためのセミナー、研修会の開催
2. 地域発展を目的として行う、商業振興、観光振興、農林水産業の振興等の事業活動及び活動支援
3. 地域文化の育成、向上に寄与する事業活動及び活動支援
4. 地域発展のための教育活動、教育支援、福祉支援
5. マーチング活動のノウハウや情報等の収集及びこれらの提供
6. マーチング委員会の会員間及びマーチング委員会間の交流を促進するための月例会や交流会等の開催並びにマーチング委員会の会員向けの会報誌等の発行
7. マーチング活動に携わる人材の育成および派遣
8. WEBサイトの運営
9. 図書・印刷物の企画制作および出版
10. 商標・著作権・著作隣接権その他知的財産権・無体財産権の取得、利用及び管理
11. その他前条の目的を達成するため必要な事業

第3章 会 員

(会員の構成員)

第4条 本会は、本会の事業に賛同する法人又は団体であって、次条以下の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

- 2 本会の会員は、原則として各地域のマーチング委員会（以下「地区委員会」という。）とする。

(会員資格の取得)

第5条 本会の目的に賛同し、事業活動を共にを行うために入会した者を正会員とし、本会の事業活動を賛助するために入会した者を賛助会員とする。

- ② 本会の正会員または賛助会員（以下「会員」という。）となるためには、本会所定の入会申込書により入会の申込をし、理事会の承認を得なければならない。
- ③ 地区委員会が法人格ない社団である場合は、地区委員会の構成員の中から地区委員会を代表する法人1社を選定し、その法人が本会への入会手続を行うものとする。
- ④ 前項のほか、本会の事業に賛同する個人、法人または団体も理事会の承認を得て会員となることが出来る。
- ⑤ 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本会に対してその権限を行使する1名の者（以下「団体代表」という。）を定め、本会に届け出なければならない。
- ⑥ 団体代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を本会に提出しなければならない。
- ⑦ 本会の正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（任意退会）

第6条 会員は、退会の1ヶ月前までに本会の理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

- ② 前項の他、会員は次に掲げる事由によって退会する。
 - (1) 死亡
 - (2) 総社員の同意
 - (3) 除名
- ③ 除名は次条の強制退会の規定に従うものとする。

（強制退会）

第7条 会員がいずれかに該当するにいたったときは、本会の理事会の決議によって該当会員を強制退会させることができる。

- (1) 本会則、本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、ブランドイメージを低下させる行為をしたとき。
- (3) 本会の目的に反する行為をしたとき。
- (4) 本会の会費が半年以上未納である場合。
- ② 前項の規定により会員を除名する場合は、該当会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（退会時の制限）

第8条 退会員は、本会の名称、本会のノウハウ、本会のブランドを使用することが一切出来ない。

- ② 退会員は、特別の事情のない限り、本会に対し財産上の請求（入会金、会費等の返還請求を含む）は出来ない。

第4章 役員

第9条 本会には次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
うち 理事長 1名
副理事長 若干名
- (2) 監事 1名以上

- ② 理事および監事は会員の総会において本会の会員の中から選任する。但し、必要があるときは、会員以外の者を選任することを妨げない。
- ③ 理事長および副理事長は理事の互選によって定める。

第5章 会費および経費

(会費等)

第10条 会員は次のとおり入会金及び会費を納入しなければならない。

1. 正会員

入会金 金3万円
会費 月額金1万円

2. 賛助会員

会費 月額金1万円

- ② 会員は年1回、1年分の会費を一括して納付しなければならない。期中入会の場合は、期末までの会費を一括して納付しなければならない。
- ③ 本会は原則として退会した会員に対し入会金及び会費の返還はしない。

(経費)

第11条 本会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 本会への寄付金
- (3) 本会への基金
- (4) その他雑収入

第6章 本会の事務

(事務局)

第12条 本会は主たる事務所に事務局を設置する。

- ② 事務局には事務局長1名を置き、必要に応じて事務職員を置くものとする。
- ③ 事務局長および職員は理事会の決議に基づき理事長が任免するものとする。

(業務分掌)

第13条 事務局の業務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 社員総会、理事会に関する事務
- (2) 会員の入会、退会に関する事務
- (3) 会員の会費等に関する事務
- (4) 定款、諸規定の制定、改廃に関する事務
- (5) 文書の受信、発信、保管
- (6) 職員の勤務、給与、福利、厚生、教育に関する事項
- (7) 事務所の管理、営繕
- (8) 什器備品の調達、管理
- (9) 経理、会計、金銭の出納に関する事項
- (10) 広報、宣伝に関する事項
- (11) その他必要な事項

第7章 会 議

(定例会議および月例会、交流会等)

第14条 本会は、1年に1度、会員のための定例会議を開催する。

2 定例会議は、本会の理事会の決定に基づき、会員に対し本会の事業および決算報告を行なう。

3 本会の理事会の決定で、定例会議の開催に代えて書面による事業および決算報告をすることが出来る。

4 本会は、本会の理事会の決定で、定例会議とは別に、会員間のノウハウや事例の共有を図り、親睦、交流を深めるための月例会、交流会等を開催することが出来る。

第8章 会則変更

(会則変更)

第15条 この会則を変更するには、理事会による決議を要する。

第9章 資産および会計

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年1月1日から同年12月末日までとする。

(資産の管理)

第17条 本会の資産は、理事長が管理する。

第10章 雑 則

(個人情報の保護)

第18条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に十分に注意するとする。個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

(定款・一般法人法の準拠および理事会への委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、定款に従い、定款に定めがない事項については法人法その他の法令に従う。定款・法令に定めがない事項については理事会の決議により別に定めるものとする。

(会則と定款の関係)

第20条 この会則は定款の一部抜粋をもとにして作成する。会則はできるだけ平易な表現を優先し、定款と会則で解釈に違いがでる場合は、原則として定款の解釈を優先する。

附則 この会則は、平成24年 2月23日から施行する。

以上